



〈特集 多元文化のいま〉

全世界的潮流としての多言語主義 原聖

はじめに

複数の言語が日常的に用いられるのは、決して稀なことではない。伝統的社会、とりわけその都市部ではごく普通のことである。しかしながら、国民国家の確立とグローバリゼーションの進行によって、20世紀には単一言語使用への傾向が強まった。世紀末になり、現代文明に対するさまざまな問い直しが行われはじめる。開発、工業化の過度の進行に対する問い直し、環境保護。そうした潮流を言語的に表現するのが多言語主義 Multilingualism である。したがって、この考え方は、単にその事実を確認するというのではなく、文明論的な改革運動として、全世界的な大きな潮流の中に入るものなのである。1990年代に盛り上がりを見せ、2000年代になって、確固たる方向性として固まったといっている。本稿では、この潮流について、私の本来の研究地域であるヨーロッパから、まずその前史を概観し、現代の欧州、とりわけ私の専門領域であるケルト語圏、さらに環太平洋地域、日本、そして台湾と見ていき、全世界的な趨勢となりつつあることを確認することにしたい。

1 欧州における多言語主義

1.1 多言語主義形成の背景

言語問題が政治化する契機は、多言語性が意識される時である。よく言われるのが、フランス革命期の言語政策である。市民革命の典型とされ、近代世界の幕開けを告げるこの革命は、フランス語の使用を市民に課すことで、来るべき市民国家、国民国家が単一言語使用を理想とすることを宣言した。以降、国民国家 Nation-State は、単一の国語が目指すべき形とされたのである。いわゆる民族主義 Nationalism は国民国家形成を目指す運動であり、基本的には単一言語志向である。

1830年に誕生するベルギー、1848年に生まれるスイスなど、大規模な国民国家の

狭間で構築される国家では、複数言語使用が国家的課題となる場合があった。だがこれはやむおえない事情とされ、理想とされることはなかった。1867年に成立したオーストリー・ハンガリー帝国も、ドイツ語とマジャール（ハンガリー）語を公用語とするなど、複数言語政策が採られたが、特殊事例とみなされた。もっとも、現在では大いに再評価されている。

多言語主義に積極的意味が付与され始めるのは、20世紀、第一次世界大戦期である。1917年から18年にかけて、フィンランド（スオミ）を皮切りに、リトアニア（リエトヴァ）、エストニア（エースティ）、チェコスロヴァキアなど多くの小国が、ロシア帝国やオーストリー・ハンガリー帝国から独立を達成するが、それは民族主義運動の成果である。こうした小国の独立を擁護する理論として登場したのが、民族自決論である。

民族自決論は、このとき初めて登場したわけではない。オットー・バウアーなどのオーストリー社会主義者、レーニンなどのマルクス主義者もすでに提唱していた。だが、この時のアメリカ大統領ウィルソンによって提起され、その平和原則論によって1920年に設立された国際連盟は、その論理を体現する国際的組織となったのである。1930年代のヒトラーの台頭と、彼のドイツ拡大の論理への民族自決論の利用によって、その後の評価は高くはないが、国際連盟の活動は、少数民族擁護の側面があったことは十分に留意すべきだろう。実際、ブルターニュ（ブレイス）やコルシカ、アルザス（エスザス）といったフランスの少数民族グループでは、国際連盟の方針を基に、少数民族が連帯して国際的な枠組みを形成する活動が進んでいた。第2次世界大戦によって、こうした活動は中断するが、その一部は、戦後の少数民族運動につながったのである。

1. 2 少数民族運動

カタルーニャやバスク（エウスカディ）など、比較的規模の大きな少数民族の場合は、すでに19世紀後半の段階で、民族主義運動が始まっていた。たとえば、1892年の「カタルーニャ主義同盟」、1895年の「バスク民族主義党」がこれにあたる。これらは19世紀前半から続く、欧州全域での民族主義運動の潮流に入るものである。エール（アイルランド）では、1893年に言語擁護運動「ゲール語同盟」が生まれ、これが

1900年には民族主義的独立運動「シンフェイン党」設立につながっている。ブルターニュ（ブレイス）や南仏オクシタニーで、地域主義運動が生まれるのはこのころであり、これも政治的にはかなり穏健な民族主義運動と考えることができる。その証拠にブレイスにおける運動は、フランス語では「ブルターニュ地域主義連盟」と名乗ったが、ブレイス語では「ブレイス党」なのである。両大戦間期には、「ブルターニュ自治主義党」「コルシカ自治主義党」（ともに1928年）など自治主義運動が生まれるが、これも形を変えた民族主義運動といえる。ブレイス（ブルターニュ）では1932年には民族党に衣替えしている。カムリー（ウェールズ）では「カムリー党」が1925年に誕生しているが、これも同様の潮流に入る。この党は以来、現在に至るまで活動を続けている。現在でも最終的な目標は独立であり、民族主義政党ということができる。したがって、19世紀以来の、民族独立を目指すという方向はいまでも一部の少数民族、少数言語地域では有効だということもできる。これは、エウスカディ、カタルーニャでも同様である。またカタルーニャやカムリーではすでに戦前から自主教育運動があった。これらの地方では民族主義的傾向が今でも多言語主義を支えているといってもいい。

イスパニア（スペイン）では、1975年のフランコ死後、1978年、民主化憲法が發布され、自治制度が確立した。このなかで、特に言語文化的独自性の強いカタルーニャとエウスカディ（バスク）において（それにガリシアも重要だが）、その独自の言語の教育が急速に進展することになった。だが、エウスカディの自主教育運動は1969年にさかのぼる。民主化以前から自主教育運動が始まっていたのである。1982年には学校教育の中での義務化が規定され、2000年代後半では80%に上る児童生徒がエウスカディ語を教育言語とする教育を受けている。カタルーニャも同様であり、少数言語の教育についていえば、欧州でもっとも進展度の早い地域ということができる。

少数民族運動は次に見る、ケルト語圏でも重要な意味を持ち続けている。

1.3 地域主義運動

ブレイスでは、第2次大戦中に、一部の民族主義グループが対独協力派と結びつき、それが戦後になって、民族主義イコール対独協力派イコール親ナチスグループという偏見が出

来上がり、民族主義発展を妨げることになった。もつとも、こうした偏見がなかったとしても、ブレイスにおける民族主義、独立を目指す政治的グループは、戦前からごく少数のエリート集団にすぎず、大衆のグループを形成するに至らなかった。これはエール（アイerland）との大きな違いである。

民族主義ではなく、もっと穏健な形で広がったのが地域主義運動である。すでに見たように、ブレイスでは1900年前後から存在していた。だが、それは民族主義的部分も含むものだった。戦後の地域主義運動は、分権化、地方自治強化のなかで、地方文化を発展させようという考えである。

この中で、地域語の擁護が課題となったのである。フランスで誕生した最初の言語的複数性を目指す法律、1951年の「デクソンヌ法」は「地方言語」の教育を認めるものである。この法律によって、ブレイス語をはじめ、オクシタン語、エウスカディ（バスク）語、フランデレン（フランドル）語、アルザス（エルザス）語、コルシカ語の教育が始まった。ただ、実際に教育が進展するのは、関連法規の整う1970年代以降である。

1970年代、フランスの少数言語、地域語の教育が進展するが、これは学校教育のなかで認められたというより、自主教育運動の成果だった。ブレイスでは、1977年に自主教育運動「ディワン」（ブレイス語で「芽」の意）がはじまる。ルシヨン（フランス側カタルーニャ）では1976年、オクシタンでは1979年に同様の運動が生まれている。こうした動きは、1980年代、ミッテラン社会党政権の誕生によって、さらに進展した。1981年にはブレイス語の学士号が認可され、ブレイス語その他の少数言語が学校教育のなかで、バイリンガル教育として教えられる可能性が生まれたのである。私がフランスのブレイス（ブルターニュ）地方の中心地ロワゾン（レンヌ）のケルト学科に留学したのが、1982年であり、そのときの熱気をよく覚えている。その夏、私は1週間の講習会を2回、2週間の講習会を一回受けた。ケルト学科ではブレイス語による授業もあり、これで、2年間なんとかついていけるようになったのである。

1991年には、ブレイス語、エウスカディ語、カタルーニャ語、オクシタン語について「中等教育資格」が認められ、学校教育の基盤的部分で存在が認定されることになった。この場合にも、その扱いは「地域語」である。地域文化の振興、また地域主義的傾向と結

びついている。

フランスでは、1990年代、一方では、憲法修正によって、「フランス共和国の言語はフランス語」と規定し（憲法第2条修正、1992年）、公共の場での外国語のみによる掲示を原則的に禁止する（1994年の「トゥーボン法」）など、フランス語に対する防衛志向も見られたが、その一方では、1999年に「欧州地域語少数言語憲章」に署名し（後述）、同時に、ブレイス言語語局の創設を認めた。

バイリンガル教育は、ブレイス語については、2000年代に入ると、1万人を越えるなど、その進展には目覚ましいものがある。こうした状況はフランスのその他の地域語、また西欧のほかの国々の地域語にも共通するのである。

1. 4 ケルト語圏の動向

私は、1993年から2007年まで、毎年夏には、ブレイスほかケルト語圏を訪れている。また2008年4月から9月まで、おもにカムリー（ウェールズ）の首都、カエルデイス（カージフ）に滞在し、アルバ（スコットランド）の言語講習会に参加し、エールやマン島、さらにはケルノウ（コーンウォール）の状況を視察することができた。個人的経験を織り込みながら、ケルト語圏の最近の動向を見ておくことにしよう。

イギリスでは1999年に、カムリー（ウェールズ）議会、アルバ（スコットランド）議会が設立され、地方文化の振興が格段と進むことになった。だが、カムリーでは、すでにこれ以前から教育は進んでいた。1980年代に教育改革によって、学校教育が確立し、1993年の言語法によって、学校教育ばかりでなく、郵便局や銀行など、社会的使用の場を拡大するための政策（「言語運用計画」）がとられたのである。これを、1999年に発足した議会が後押しした。2009年の段階では、ほぼ2割の児童生徒がカムリー語による（つまり教育言語としてカムリー語を用いる）教育を受けている。英語を主に用いるクラスでも、カムリー語の学習は原則的に義務化され、ほぼ100%の児童生徒がカムリー語の学習をしている。

私は1983年夏に最初のカムリー語夏期講習を2ヶ月間受け、そのあと、1991年、2000年にも同様の講習を受けた。その滞在の印象を比較すると、やはり1999年の

自治議会発足以降、状況は格段に進展しているといえる。郵便局や銀行、スーパーなどでも、アナウンスにカムリー語が使われるなど、徐々に使える雰囲気が出ているのである。カムリー語で重要なのは、メディア、とくにテレビの役割である。1982年に設立された「S4C」（エス・ペドワル・エックと発音する）というカムリー語を主に用いるテレビでは、「谷あいの人々」といった人気ある連続ドラマを生み出すなど、活発に活動を続けている。2008年には、カムリー語の子ども番組専用のチャンネルも生まれ（ケーブルテレビによる）、メディアの活動はケルト語圏でもっとも進んでいる。

カムリー語教育をもっとも熱心に推進しているのは、戦前からの伝統的民族主義政党「カムリー党」（プライド・カムリー）である。この政党の最終的目標は独立であり、これは、エウスカディ、カタルーニャともよく似ている。地域文化の振興といっても、民族主義的傾向の残る地域もあるということである。

カムリーと同時に議会の誕生したアルバ（スコットランド）では、やや事情が異なる。アルバに特徴的な言語は、ケルト系のゲール（アルバ）語とゲルマン語系のスコッツ（スコットランド）語の2種類ある。双方とも言語運動があり、すでに長い歴史がある。スコッツ語は中世には公的場面で用いられていて、17-18世紀でも文学運動があった。ただ、スコッツ語は英語と類似していて、その独自性は、ゲール語に比べると弱い。したがって、その象徴的意味合いについても取り扱いが異なる。

たとえば、2004年、竣工したスコットランドの新議事堂では英語とゲール語のバイリンガル表示で、スコッツ語ははずされている。言語教育運動もスコッツ語にはほとんどなく、ゲール語には長い歴史がある。ただし、その規模は小さい。カムリー語がカムリー全体の2割、50万人の話者人口を抱え、言語教育も児童生徒の2割に達しているのに対し、ゲール語の人口は、アルバ全体の2%弱、7万人強であり、言語教育もまだ数百人の規模である。

それでも2000年代になって、その象徴的意味合いによって、言語教育に力を入れ始めた。2005年に新しい言語法ができて、ゲール語教育の振興に取り組み始めた。これにはスコッツ語が入っていない。象徴的には、英語と同系のスコット語より、ケルト語系のゲール語のほうが意味合いが高いのである。

私は、2008年7月、アルバ北西部、スカイ島でのゲール語講習会に参加したが（1995年に参加したことがあるので、2回目である）、地元の音楽祭が丁度開かれていて、なかなかぎわっていた。夏期講習会は、都会以外で行われる場合は、合宿して、生活をともにしながら言語を学ぶのである。私は、ブレイス語、カムリー語のほか、エール語についても1ヶ月、マン語についても2週間の夏期講習会にも参加したことがあるが、どこも同じような合宿講習会である。

スカイ島の講習会は、大学の付属施設を使うもので、夏の間ほぼ3ヶ月間にわたり、毎週行われる。登録は1週間ごとであり、入れ替わりもかなりある。こうした講習会の講師はほぼボランティア、報酬は微々たるものである。少数言語では、こうしたボランティア的活動が言語振興を支えている面があるともいえる。

同じケルト語系のエール語は、1938年の憲法で、エール（アイルランド）の国語であり、第1公用語と規定された。この方針は、エールが1922年に独立を達成して以来、続いているのだが、実際には、いまでも、その日常的言語人口は全人口の2-3%、10万人に達しない。言語政策では失敗例として挙げられることもある。

エールは、長い間、欧州のなかで貧しい国のひとつだった。それが1990年代から、ケルティック・タイガーと呼ばれ、経済的には反映を誇るようになった。2007年まで10年間の国内総生産の成長率は、OECD30か国中第1位だそうだ。そうした中で、国の象徴的役割を担う言語に注目することになった。2003年に公用語法を制定して、本来の国語・公用語の役割が担えるよう、エール語振興に取り組み始めたのである。内容的には、カムリー語、ゲール語とよく似ている。教育と同時に公的な場所で使われるよう、「運用計画」を公的企業、公共性の高い私企業に作成を義務化したのである。さらにはEUでの公用語認知も要求した。実はエールは、EC加盟時の1973年には、エール語のEC公用語化を要求しなかったのである。それは国内でも満足に使われていないという現状認識があった。EUでは、人口40万人のマルタがその加盟時、2004年に公用語化を要求し、それが認められた経緯がある。これがエールを刺激したわけである。

民族主義と関係しない言語運動、とりわけ方言運動は先進国に特有の現象だと、私はかつて書いたことがあるが、経済的なある程度の余裕がないと、言語教育などの整備が進まな

いという側面がある。エールは2000年代以降、こうした言語政策に関しても、先進国の仲間入りをしたとみることができるかもしれない。

エールは独立国であり、アルバ（スコットランド）は民族党が政権を握るなど、その独立志向は高い。カムリーも独立とはいかないが、独立をめざす民族党が自治政府の政権党の一部を担っている。民族語的な地域語が多文化的文化の一端を担っているということになる。

マン島は、英国王室保護領であり、国王の代理、総督が政治的 대표である。ただ、自治議会があり、内政については自治の長い伝統がある。

ここのケルト系言語、マン語は1970年代に滅びたことになっている。いくつかの本に記載があるが、最後の母語話者、ネッド・マドレルが1974年に亡くなって、マン語は絶滅したというものである。だが、この言語には、19世紀末から復興運動があり、それがいまでも続いているのである。

マン島は7万人ほどの島で、その規模から言うと、沖縄の石垣島に匹敵する。ただし、そうした規模であるにもかかわらず、独自の議会が存在し、貨幣、紙幣も印刷し（英国ポンドだが、独自のものをもっている）、切手、テレフォン・カードなども、英国（グレート・ブリテン）のものは使えない。飛行機会社（マンクス・エア）ももっている。

19世紀はイギリスからの旅行者でにぎわった観光地だった。20世紀には、これが地中海地方などに奪われ、観光地としての活性化のためにはじまったのが、オートバイのレースだった。これが成功し、マン島は活気を取り戻す。20世紀後半には、「タックス・ヘイブン」（税回避地）として、再び脚光を浴びるのである。こうした繁栄の中で文化的な独自性が注目され、マン語の教育に公的な補助金が支給されるようになるのが、1990年代である。私は1996年の夏期講習に2週間参加したのだが、このときは、参加者はわずか10数人、そのうち半数以上が外国人だった。マン語の巡回教員の人数が追加されて、教育が軌道に乗るのはそれ以降である。

2008年9月、再訪する機会があった。真っ先に訪ねたのが、2001年に島の中心的場所に位置するセント・ジョン村に誕生した、マン語を教育言語とする小学校である。校庭で遊ぶ子どもたちに、マン語で挨拶されたが、ここでは30人ほどの児童がマン語を

主に用いる教育を実際に受けているのである。現在の言語人口は1000人を越えるという。極少言語でも、それなりの条件が整えば、復興が可能なことを、この言語は教えてくれる。

ケルト語系のもうひとつの極小言語がケルノウ（コーンウォール）語である。18世紀末（1777年ということになっている）に一度滅びたが、他のケルト系言語の復興運動の影響を受けて、19世紀末から復活運動が始まった。マン島と異なり、ケルノウという地域は行政的な一体的地域ではなく、デヴォン州の一部をなし、そのことが民族主義の発展を阻んだとっていいだろう。民族主義は皆無というわけではないが、ほかのケルト語圏に比べるとはるかに弱い。言語復興も長い間、一部の言語愛好家の間で行われるに過ぎなかったのである。

状況が変わるのは2000年代になってからである。2001年に英国が「欧州地域語少数言語憲章」（後述）を批准し、2003年、この言語リストに、ケルノウ語が加えられたのである。言語教育は、まだ一部のボランティア活動として行われているにすぎない。ただ、現在、ケルノウの一体性を取り戻し、自治議会を設立する運動があり、これが実を結ぶようになれば、ケルノウ語の運動もさらに弾みがつくことになるだろう。

1.5 欧州レベルでの動向

欧州レベルでは、すでに述べたように、19世紀における比較的小規模の国家において、多言語の擁護が課題となったが、20世紀前半の国際連盟では、欧州の平和を維持するための重要な課題として、少数民族の保護が唱えられたのである。戦後の欧州共同体（EC）、また欧州連合（EU）でも、基本的にはこの路線の延長上にある。ECでもEUでも、各加盟国の国語を公用語とする多言語主義を旨としてきた（既述のように、エールは例外だったが）。これは、各加盟国が平等の権利を持つことの象徴として掲げられた。したがって、EUはいまでも基本的には国家間連合であり、国家間の平等がEUの理念ということになるが、ここに地域語が入り、地域レベルでの交流も盛んになるにしたがって、その理念も多少変わってくるようになった。

1993年の発足したEUに地域委員会が設けられ（1994年）、EUの補助金も地域

ごとに付与されることが多くなった。国ごとではなく、地域ごとに補助金が支給されることで、より決めの細かい政策が可能になったわけだが、国家ばかりでなく、地域も重要な政治的単位となったのである。

これと平行して、少数言語ないしは独自の地域語を抱える地域の交流も進むようになった。1982年に設立された「欧州少数言語事務局」(EBLUL)は、当初、エール(アイルランド)のブラックリア(ダブリン)に本部を置き、ECとエール、ルクセンブルクという少数言語が国語である国による援助(ルクセンブルクは1984年に「レッツェブルク(ルクセンブルク)語」を国語にした)、オランダのフリースランドなどの自治地域からの出資金によって運営されている。この活動によって、1992年、欧州評議会において、「欧州地域語少数言語憲章」が採択され、1998年には批准国によって、この憲章が実施に移されたのである。

この憲章の重要点は、実施各国が保護すべき国内の言語を認定し、2年毎に報告書を作成することである。これに基づいて、欧州評議会による勧告が行われ、さらなる保護、振興が行われるということになる。2009年2月現在で23カ国がこれを実施しており、その言語の総数は70言語にのぼる。なお、フランスは、1999年5月に署名したが、憲法院による違憲判断によって、批准が先延ばしにされた。2008年7月、憲法が改正され、「地域語が国の文化遺産の一部をなす」(第75条1項)という項目が挿入され、批准の可能性が生まれている。地域語が欧州の文化遺産をなすことは、「欧州地域語少数言語憲章」でも明記されたが、文化遺産という戦略が多言語主義の大きなよりどころになりつつある。これは後で見ると、国連、ユネスコの戦略でも明らかである。

欧州では、他の国々でも地方分権化、地方文化の振興に伴って、多言語化が進みつつある。たとえば、イタリアでは1998年に大幅な地方分権を目指す法律が制定され、様々な地方言語の活性化の契機となっている。これにはたとえば、アルプス山中(南チロル)のドイツ語やスロベニアとの国境に近い地域のフリウリ語といった、それまでかなりの運動のあった言語ばかりでなく、南部プーリア州のアルバニア(アルブレーシュ)語やギリシア(グレコ)語など、小村に分散する、中世からの移民共同体も入る。

2008年9月、私はポルスカ(ポーランド)北部の港町グダンスクを訪問する機会があ

ったが、ここはスラブ語系の少数言語、カシューブ語の中心地である。ポルスカはこの年、欧州地域語少数言語憲章を批准した。この言語の擁護運動も長い歴史があるが、これによって新たな弾みがつくことになったのである。

同じ時期、私はオランダのフリースラントも訪問した。地域の8割が水面下という、一面平地の地方である。ここのフリジア語はオランダ語と英語の中間的言語であり、この言語も長い擁護運動の歴史がある。いまでは、カムリー、カタルーニャ、エウスカディと並ぶ、欧州少数言語運動の牽引言語のひとつとなっているのである。それは「フリスケ・アカデミー」（フリジア語アカデミー）という、戦前からの言語擁護団体が存在するからである。EUという多言語主義を大義名分に掲げる国家間連合機構、それにこうした地域レベルでの言語擁護団体の存在によって、欧州は多元的文化的の中心的役割を果たしていることになる。

2 環太平洋世界の先住民の権利回復

アメリカのネイティブ・アメリカン（アメリカ・インディアン）、カナダを中心としたイヌイト（エスキモー）、オーストラリアのアボリジニ（先住民）、ニュージーランドのマオリといった人々の権利回復の過程は、欧州における少数民族の動向と非常によく似ている面がある。こうした過程を簡単に振り返ってみることにしよう。

アメリカで、マイノリティの権利回復運動は、その中心的存在であるアフリカ系アメリカ人によって、1950年代後半に開始されることはよく知られている。先住民であるネイティブ・アメリカンは、この運動に触発される形で、1960年代に始まる（1961年の「全米インディアン若者会議」、68年の「アメリカ・インディアン運動」など）。これが、1968年の「インディアンの市民的権利に関する法律」につながっている。1975年には「インディアン自決教育助成法」が成立し、教育が制度的に開始された（1980年代以降、インディアンという呼称は避けられ、先住アメリカ人（ネイティブ・アメリカン）という言い方が一般的になった）。1990年の「先住アメリカ人言語法」は、言語教育に関する画期的な法律といわれ、以降、先住民言語による教育も可能になったという。

ハワイにおけるハワイ語の復活運動もまさにこれと平行して展開された。1970年代に文化復興運動が展開され、1978年には州憲法が改正されて、州の公用語にハワイ語が追加されたのである。1980年代には、ニュージーランドのマオリ語教育運動を見習う形で、ハワイ語教育運動が広がった。

カナダでも、アメリカでの動きを反映して、その運動が1980年代に盛り上がり、1986年の先住民の自治政府政策につながった。この結果、政府との交渉によって、自治政府設立が可能となり、ヌナブト準州の成立（1999年）につながっているのである。この州では、英語と並んでイヌイト語が公用語となった。カナダでは、ケベック州のフランス語が注目される場合が多いが、ここは1977年以降、フランス語の単一言語使用を規定している。その意味では、欧州的民族主義が展開されているということになる。ちなみにカナダ全体ではすでに1867年の憲法で英語、フランス語の両言語が公用語化されている。

ニュージーランドのマオリ人の権利回復運動は、さらに早くから展開された。ニュージーランドではすでに1840年の「ワイタンギ条約」で、先住民の権利が保障されていたが、1953年の「マオリ法」はこれを確認するものだった。これによって保護されるマオリ人の土地「マオリランド」は全体の5%ほどにすぎず、マオリ人の人口も10分の1以下だが、教育・文化的権利は保障されていたのである。

とはいえ、教育運動が高まるのは1980年代以降である。幼児教育運動が始まるのが1982年。85年には初等教育が開始される。以降、現在に至るまでマオリ語の教育を受ける児童生徒は増加し続けている。

2007年7月、私の所属する大学で、ユネスコの「無形文化遺産条約」（後述）に関するプロジェクトを行い、この際、マオリ人の文化活動従事者を招聘したが、彼は1980年代の教育運動がその後の文化活動に大きな影響を及ぼしたと証言した。1987年にマオリ言語法が制定され、英語との公用語両立体制が確立した。マオリ人の権利拡大が、周辺の先住民に影響を与えることになったのである。

オーストラリアでは、1967年まで先住民は、市民権をもつ国民として認められていなかった。1970年代に土地所有権も認められるようになり、1990年代になって、先

住権が確立する。ここでもその権利回復は急速に進んだとすることができる。1990年、「アボリジニ・トレス海峡諸島人コミッション」が、全国の先住民の代表を集め、先住民についての施策を行う機構として、政府によって設けられた。先住民に関する、このような全国的な自治組織は他の国には例がない。1993年に「先住権法」が制定される。その言語文化の振興もこれに伴って盛んになったのである。2008年2月、ケビン・ラッド首相が先住民に対し、過去の虐待の歴史を公式に謝罪した。これは先住民の権利回復への強力な意欲を示すものだが、まだまだ例外的な事例である。

3 国連、ユネスコの取り組み

国連ではその設立当初からマイノリティの権利に関する取り組みが始まっていたが、具体的な条約としては、1965年から66年にかけての、マイノリティの権利に関する4つの条約、とりわけ「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（A規約）と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（B規約）が重要で、このB規約で、言語に関する権利も指摘されたのである。国連では、1970年代から先住民の差別問題の検討が開始され、1982年には、国連の人権委員会に「先住民作業部会」が設けられた。ここで先住民問題の検討が行われたのである。

2007年9月、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が143カ国の賛成、4カ国の反対、11カ国の棄権によって採択された。反対した4カ国は、ニュージーランド、オーストラリア、カナダ、アメリカという、先住民の権利については先進国である。これは先住民の慣習的な法体系を維持するという条項のためらしい。いずれにしても、この宣言によって、言語を含め、先住民の権利が包括的に国際機関によって承認されたことになる。

アイヌ人は1987年から、この作業部会に参加し、1992年12月の「国際先住民年開幕式典」に、18人の先住民代表の一人として、国連総会議事場で、アイヌ人の代表がスピーチを行っている。国連は1993年を「世界の先住民の国際年」に指定し、翌94年からの10年間を「世界の先住民の国際10年」として、さまざまなキャンペーンを展開した。

このキャンペーンのなかで重要なものが、「危機に瀕した言語」を救う運動である。ユネスコが先住民キャンペーンと平行する形で始め、日本の言語学会も協力して、「危機言語リスト」が作成された（1994年）。日本言語学会は1998年から2002年まで、環太平洋地域における危機言語調査を、学会を挙げて行った。ただし、ここで危機にある言語を如何に救うかといった議論が行われたわけではない。まさに生物種の絶滅危惧種と同様、極少言語が減びることに対して、警鐘を鳴らし、議論の前提となる資料の作成を使命としたのである。21世紀は多様性・多元性が大きなキーワードであり、その意味では意義深いものであった。

ユネスコは、これに関連して2つの方向性を打ち出している。ひとつは保護すべき文化財として希少言語を考える方向性である。これは、2003年にユネスコ総会で採択され、2006年に条約化された「無形文化遺産の保護に関する条約」に集約されている。すでに述べたように、私の所属大学で、2007年にこの条約に関するイベントを開催し、そのキャンペーンを行っている。

この条約では、無形文化遺産の定義として、「口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む）」を最初にあげている。日本は、これに最初から加わっていて、条約化されて以来、「無形文化遺産保護条約に関する特別委員会」を2007年11月に設け、08年7月に、「代表一覧表」に提案する代表的な文化遺産を答申した。これには重要無形文化財（3件）、重要無形民俗文化財（9件）など14件が指定された。このなかに「アイヌ古式舞踊」が入っているのである。これは、「本年[2008年]6月の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議」等を考慮し」と答申の中で述べられた。次に見るようにアイヌ文化の保護は日本の大きな課題となりつつある。こうした形で保護に対象になるのは、沖縄についても近々行われることだろう。ひとつの方向性として、考慮していく必要がある。

もうひとつは、文化の多様性である。ユネスコではすでに1992年に生物多様性条約を採択していたが、2001年に「文化の多様性に関する世界宣言」を発表し、2005年10月にパリのユネスコ総会で「文化的表現の多様性の保護と促進に関する条約」、通称「文化の多様性条約」を採択した。私はこの総会のあと（同年12月）、東京の日仏会館

で、文化人類学者川田順造氏による文化講演「いまなぜ文化の多様性か」を企画した。川田氏は、2000年にユネスコから報告書が出された、「世界の文化」報告の執筆者の一人である（川田氏には無形文化遺産条約のプロジェクトの折にも協力していただいた）。文化の多様性には言語の多様性が不可欠である。この文化的多様性の延長上に、2008年の国連による「国際言語年」宣言がある。この年の念頭に当たって、ユネスコ事務局長の松浦晃一郎氏は次のようなメッセージを発した。「私たちは今すぐに行動を起こさねばなりません。では、どうしたらよいのでしょうか。まず、教育の場を含め、それぞれの言語コミュニティが、国または地域の言語と国際語を習得する傍ら、その第1言語、すなわち母語をできるだけ広く、かつできるだけ頻繁に用いることにできる言語政策を奨励、開発すべきです。そして、支配的な言語を話す人々に対し、もう一つの国語または地域語と、一つまたは二つの国際語を習得するよう促すべきです。多言語主義が全面的に受け入れられてはじめて、すべての言語が今日のグローバル化された世界に居場所を見出せるからです。」まさに多言語主義の宣言である。これが世界の指針となっているのである。

4 日本での取り組み

日本では、すでに述べた先住民に関する国際的な取り組みのなかでのアイヌ民族の活動、またそれに伴うアイヌ文化に対する政策の見直しがまず挙げられる。

アイヌ民族に関しては19世紀末の「旧土人保護法」しかなかったのだが、これが1997年5月に成立した「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」通称「アイヌ新法」にとって代わった。まさに先住民に関する日本の取り組みとして、この法律が発布された。ただし、先住民としてのアイヌ人の認知は、2008年6月の衆参両議院における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」、これに伴う、官房長官による政府の公式見解「アイヌ民族は先住民族であるとの認識」まで待たなければならなかった。

アイヌ語はすでに明治時代から危機的状況が始まっていた。これが戦後長らく継続されたのである。1970年代、過激な運動もあったが、アイヌ語を学ぶ運動が始まったのは1980年代である。参議院議員ともなった萱野茂氏の個人的貢献も大きい。アイヌ語教

室を率先して開き、辞書も出版したのである。「アイヌ新法」により、アイヌ語教材、辞書・文法書が各種出されるようになったばかりでなく、アイヌ語ラジオ講座も始まった。とはいえ、マオリやハワイ人に比べるとまだまだであり、新たな展開が期待されるどころだ。

沖縄は先住民といった認識はないが、明治時代になるまで、琉球王国が存在したことなどから、日本とは違う、また日本語と違う沖縄語という認識が古くからあった。沖縄語は地元では「ウチナーグチ」と呼ばれることが多いが、日本語とは姉妹語である。したがって、日本語の方言だという方言学者も多かった。こうした中で、2000年10月、「沖縄方言普及協議会」が結成され、言語復興運動が始まったのである。

これには実は前史がある。1996年、沖縄県文化協会の主催で始まった「しまくとぅば大会」（ウチナーグチの弁論大会）である。私が呼びかけ人となってはじめた「多言語社会研究会」（1998年設立）は、これを応援するために、1999年から年一回、この大会に合わせて、沖縄研究会を開いてきた。また、2004年11月には「地域語発展のために」と題して、沖縄県那覇市にて、ウチナーグチを中心とした日本各地の言語運動、方言運動の活動家を集めて討論集会を行った。こうした催しを沖縄でやること自体が意義深いことだったのである。それは沖縄が日本の言語運動の中心となるべき地域だという認識に基づいている。

2005年、沖縄方言普及協議会は沖縄語普及協議会と名称を改めた。それは自分たちの目指しているのが、方言の普及ではなく、独自の言語の不急だと言う認識に基づいている。2006年3月、この会のキャンペーンによって、沖縄県議会は「しまくとぅばの日条例」を可決した。9月18日を「しまくとぅばの日」と定め、しまくとぅば（ウチナーグチ）振興のため、各種催しを行おうという試みである。

ウチナーグチは琉球王国時代、書き言葉、標準的言語として宮廷で用いられたという歴史がある。それゆえに、歴史に裏づけされた、権威をもった使用が可能となるのである。言語復興では、こうした過去に書き言葉としての使用経験をもつ、という言語が多い。もちろん、先住民の言語のように、書き言葉として過去に使用された経験がまったくない場合もある。その場合には書き言葉での使用には非常に困難が伴い、それなりの努力が必要と

なる。

日本ではウチナーグチは例外的事例であり、他の言語（方言）が見習う、と言うわけにはいかない。だが、ウチナーグチの振興を進めることは、日本における言語的複数性の象徴的事例として重要なのである。

結びにかえて 台湾の多言語主義

台湾では、1984年に設立された「台湾原住民族権利促進會」から、複数の先住民が団結しての権利回復運動が始まり、1987年の戒厳令解除で、それが一挙に広がった。とくに1988年3月の台湾原住民族権利促進會による「台湾原住民族権利宣言」は重要である。1996年に「行政院原住民族委員會」が設立され、先住民に関する政策が統一的に行われるようになった。1997年の憲法改正では、国として多元的文化を推進し、先住民の言語文化を積極的に擁護推進することが明記された（第10条）。1998年には「原住民族教育法」が公布され、教育の基盤が固まった。ただし、言語教育については、2005年1月の「原住民族基本法」まで待たなければならなかった。この法律によって、原住民族の保護・伝承のために、「原住民族言語振興6ヵ年計画」が作成され、2008年から施行されている。これによると、原住民族の文字化を促進し、メディアによる教育、また各民族による「言語文化教室」の開催、また、中学高校で「原住民族」優先枠を2%設けるといふ、積極的是正措置が規定された。さらに関連法規の整備が予定されている。ちなみに、原住民族テレビが開局したのは、2005年11月であり、この基本法に基づいている。欧州の少数言語の場合と同様、このテレビの言語振興に対する役割は非常に高い。テレビでは各民族語が積極的に用いられ、言語的権威を高めるにも大いに役立っている。

2007年5月に、「國家語言發展法」が行政院を通過していることも注目される。これによって、国語の位置にある北京語ばかりでなく、「ホーロー語」（台語、いわゆる台湾語）、客家語、原住民族諸語がともに、台湾の「國家言語」と認められることになるのである。同年12月には、同年9月の国連での「先住民の権利宣言」に合わせ、「原住民族傳統智慧創作保護條例」「財團法人原住民族文化事業基金會設置條例」が作成された。台

湾は国連加盟国ではなく、ユネスコの一員とは認められていないが、こうした世界的趨勢に合わせた政策が着々と執られているのである。

とはいえ、ここ10年あまりの間に急速に認知・文化復興が進んだため、現実がそれに追いついていない面がある。先住民族の認定についても、2000年代に続々と追加認定されている。2008年4月にセデック族（賽徳克族）が認定されて、2009年春現在の認定民族は14になった。また、教育法で謳われる公教育の通常課程での教育はまだまだ整備されているとはいいたい。

しかしながら、先住民の権利伸張に関する、国連をはじめとした世界的な動向については、1990年代から台湾ではかなりの情報量があり、研究も行われ、それが政策にも反映されていることは重要である。2004年には、ニュージーランドのマオリ発展省と台湾の原住民族委員会が、先住民に関する相互協力協定を結んだ。こうした面では、日本などより進んでいるといってもいいだろう。

実際に、日本の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」では、台湾での先住民政策が大いに注目されている。この懇談会は、2008年6月のアイヌ人の先住民認知に基づいて、同年8月に設けられたもので、同年12月の第3回懇談会において、「諸外国の先住民族政策」として、アメリカ、カナダ、ニュージーランド、フィンランドと並んで、台湾についての指摘がある（懇談会HP参照）。このなかで、とりわけ「原住民族基本法」が注目されているのである。

おそらく、今後は日本をはじめとする極東諸国、また環太平洋諸国との交流がさらに重要性を増すことになる。いずれにしても、多言語主義、多元的文化の振興は世界的な趨勢となっており、台湾はそれを牽引する位置にいまや来ているといっても過言ではない。

（はらきよし 女子美術大学教授）

文献案内

本稿では注を付さなかったが、文献について私が関係しているものを中心に紹介する。

欧州については、原聖「ケルト諸語の再活性化の現状について」小森宏美・原聖（編）『ヨーロッパのナショナリティとテリトリアリティ』京都大学地域研究統合情報センター（2009年）所

収、『ことばと社会』別冊1「ヨーロッパの多言語主義はどこまで来たか」（2004年）、環太平洋圏については、松原好次「ハワイ語の衰退と復権」『ことばと社会』第6号（2002年）所収、角田太作「オーストラリア原住民語の維持・復活の運動」『ことばと社会』第7号（2003年）所収、スチュアート・ヘンリ「イヌイト語の現在と未来」『ことばと社会』第2号（1999年）所収、日本については『ことばと社会』第8号（2004年）特集「地域語発展のために」、ユネスコの活動については、原聖（編）『ジョシビの無形文化遺産プロジェクト議事録』女子美術大学、2008年などである。ここ1年前後の新しい情報については、各種HPを参照した。

なお、本稿では、少数言語の名称ほか、地名、言語名については、なるべく自称、ないしはそれに近い形を採用するようにした。日本語としてなじみの薄い固有名も多いが、問題提起として考えて頂きたい。